

PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン

〔令和2年7月30日〕
統計行政推進会議申合せ

1. 目的

- 「PDCAサイクル」とは、統計作成プロセスにおいて基本的な枠組を定める調査計画※（＝P）を基に、調査の実施状況や集計結果等（＝D）を踏まえて、調査計画の妥当性を中心として各府省が自ら点検・評価（＝C）を行い、見いだされた課題や改善すべき点について、重点的な検証を行うなどにより、調査計画の改善等の措置（＝A）を検討・具体化する一連の過程を指す取組・概念である。
- 本ガイドラインは、各府省におけるPDCAサイクルの確立を通じ、調査計画を中心とする統計作成プロセスの不断の改善・透明化等を推進し、統計の品質確保を図るための標準的な指針として策定するものである。
- また、本ガイドラインによる取組結果は、統計調査の承認審査の簡素化・迅速化にも活用するものとする。
- なお、本ガイドラインは、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成22年3月31日統計企画会議申合せ）及び各府省の所管する統計調査の特性等を踏まえ、各府省が既に行っている、又は今後行う予定の効果的な取組を妨げるものではない。

※ 「調査計画」とは、統計法（平成19年法律第53号）第9条第2項及び第19条第2項に規定する申請書に記載され、総務大臣の承認を受けたものをいう（法第21条第1項ただし書の規定に基づき軽微な変更をしたものを含む。）。

2. 背景

- 「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年9月30日統計委員会。以下「再発防止策」という。）においては、①各府省において、調査実施後（又は定期的）に統計幹事の下で、調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等について点検・評価を行うことをルール化すること、②点検・評価を踏まえ、必要に応じて業務マニュアルの修正、調査計画の改定、利活用が低調な調査の中止や調査事項の削減等の措置を講じること、③点検・評価結果は、総務省に提出するとともに、各府省のホームページで公表すること、④点検・評価に当たっては、調査計画の履行状況等をチェックリストにより簡易に確認し、課題が発見されたものについて重点的な検証を行うなど、業務負担が大き

くならないよう留意することなどが求められている。

- また、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会。以下「総合的対策」という。)においても、再発防止策に基づき、統計を作成する場合には、調査計画について事前の専門的検討と事後の検証を行い、不断に統計作成プロセスを改善し、PDCAサイクルを確立するよう求められている。
- 再発防止策や総合的対策を踏まえて変更された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日閣議決定)においては、各府省は、統計調査の調査実施後において、調査計画の履行状況等の観点から事後検証を行い、次回以降の調査計画等の見直しに反映する(PDCAサイクル)などして、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させると規定されたところであり、その実現に向け、政府全体で取り組んでいくことが必要となっている。
- このため、各府省は、本ガイドラインを踏まえ、所管する統計調査について、不断の改善を通じた品質の確保に取り組むものとする。

3. 適用範囲

- 本ガイドラインを適用する統計調査の範囲は、上記1.の目的に鑑み、基幹統計調査及び一般統計調査とし、試験調査や母集団情報の整備等を目的とする1回限りの一般統計調査は除く。

4. 点検・評価の実施方法等

(1) 基本的な実施手順

- ① 点検・評価の観点に沿ったチェックリストを用いて、現状及び対応状況等を簡潔にチェックし、課題や改善すべき点を把握する端緒とする。
- ② 把握した課題や改善すべき点については、重点的な検証を行うなどにより、調査計画の改定等の措置を検討し、当該課題等への対応に反映するとともに、当該検討結果を変更承認申請の負担軽減等に活用する。
- ③ 点検・評価の取組状況については、標準的なチェックリスト様式に沿って、分かりやすく端的な形で公表することとし、調査計画と併せて、インターネット上で一元的な閲覧を可能とする。

(2) 点検・評価の観点

- 本ガイドラインに基づく点検・評価は、以下の観点に沿って行うこと

を基本とする。なお、各府省において独自の観点を付加することも妨げない。

- ① 調査計画との整合性確保等の観点
 - i) 調査計画との整合性（不整合が生じている場合の対応を含む）
 - ii)（上記 i）以外の）調査計画改善の必要性
- ② 必要な精度の確保・向上の観点
- ③ その他の観点

（３）標準的なチェックリスト

- 各府省は、本ガイドラインの別紙に掲げる標準的なチェックリスト（簡易な点検・評価の様式）を基本として、必要に応じて項目の追加等を行い、自府省のチェックリストを決定する。

（４）調査の特性に応じた留意点

- 総合的対策を踏まえ、点検・評価の適用範囲とする一般統計調査を、特定一般統計調査と、その他の一般統計調査に区分した上で、後者については、（２）で述べた点検・評価の観点のうち②を簡素化することや、点検・評価の実施頻度を低くする（後述（６））ことも妨げない。
- 共管調査については、①主たる所管府省が当該統計調査全体の点検・評価を行う、②共管府省間で分担して点検・評価を行う、③主たる所管府省から共管先に合議等を行う、等のいずれを採るのかなど、取扱いについて、共管府省間で事前に整理する。

（５）点検・評価の実施体制

- 各府省における点検・評価の実施方法や個別の点検・評価結果の決定は、統計幹事の上を以て得て行うものとする。
- 各府省において、府省内で点検・評価の取りまとめや管理・調整に当たる課室等（以下「P D C A 担当課室」という。）と、各統計調査を担当・所管する課室等（以下「調査担当課室」という。）との連携※を含め、リソースや所管統計調査の特性等に応じた適切な実施体制を構築する。

※ P D C A 担当課室と調査担当課室が共同してチェックする、調査担当課室の実施した点検・評価結果を P D C A 担当課室が二次的にチェックするなどが考えられる。

- また、点検・評価に当たっては、各府省における業務実態に応じ、結果精度の水準や審査方法等のチェックを担う分析審査官の機能の活用に留意する。

(6) 点検・評価の計画的な実施

- 各府省は、点検・評価関連業務の平準化を図るとともに、漏れや重複を防ぐため、本ガイドラインの適用範囲となる全ての所管統計調査を対象として、総務省と調整の上で、点検・評価の実施計画（以下「実施計画」という。）を定めることにより、計画的に点検・評価を実施する。
- 実施計画の計画期間は、所管する統計調査の数やその特性に応じて設定する。
- 実施計画は、少なくとも年1回（年度当初）更新するほか、所管する統計調査の調査計画変更に伴い点検・評価実施時期の変更が必要となった場合等、随時、見直すものとする。
- 実施計画においては、以下の点に留意する。
 - ・ 年次調査（又は年次より短い周期の調査）及び2年以下の周期調査については、定期的（例えば年次調査は3年ごと、2年以下の周期調査は4年ごと）に点検・評価を実施することを基本とする。

上記の調査のうち、その他の一般統計調査については、点検・評価の実施頻度を低くする（例えば年次調査で5年ごととするなど）ことができる。
 - ・ 3年以上の周期の調査については、当該周期の都度（3年周期であれば3年に1度）、点検・評価を実施することを基本とする。
 - ・ 点検・評価は、統計調査の企画から公表に至るまでの一連の過程を対象とするものであることから、調査結果の確報公表後に実施することを原則とする。ただし、現行調査で実施済の範囲と、前回調査の実施状況に基づいて点検・評価を行うこともできる。
 - ・ 調査計画の変更承認申請を予定している場合には、その変更を行う前に点検・評価を実施することを原則とする。また、一般統計調査における総務省の承認を要さない軽微な変更を行う場合においても、報告者負担抑制、結果の利活用又は精度確保等に密接に関連する場合には、点検・評価を実施する。ただし、変更前の実施が困難な場合には、変更後の調査計画に基づく調査を実施した後に、点検・評価を実施し、変更効果等の事後確認に活用する。
 - ・ 複数の調査（又は調査票）から構成される統計調査については、実施計画を策定する際、点検・評価を一括して実施するか、又は複数回・複数年度にわたって実施するかを決定する。

5. 統計作成プロセスの透明化等

- 総務省は、各府省の協力を得て、政府統計ポータルサイト（以下「e-Stat」という。）において、調査計画を一元的に掲載し、閲覧できるサイトを整備する。その際、法第21条第1項ただし書の規定に基づく一般統計調査の軽微な変更に関する情報を合わせて掲載し、最新の状態の調査計画の情報を提供する。また、再発防止策において調査計画に参考情報として記載することとされた情報についても、併せて掲載する。
- 総務省は、統計調査に対する信頼確保の観点から、各府省から提出を受けた4.(3)の標準的なチェックリストについて、調査計画と併せて閲覧できるようe-Statに掲載する。

6. 本ガイドラインの見直し

- 本ガイドラインについては、施行から1年後を目途に見直しを行う。その後も、統計企画会議の下に設置したワーキンググループにおいて、各府省における取組状況等の情報共有を図りつつ、不断に見直しを行う。

7. その他

- 総務省は、本ガイドラインに基づく点検・評価結果を、法第9条、第11条、第19条及び第21条の承認審査（基幹統計調査の場合、統計委員会における諮問審議を含む。）や、法第55条の施行状況報告審議などに活用して、関連する承認審査業務等を効率化するとともに、各府省の事務負担を軽減する。
- また、総務省は、本ガイドラインに基づく各府省の取組状況を定期的に統計委員会において報告し、その審議結果を本ガイドラインに基づく各府省の取組への助言・支援や本ガイドラインの見直し等に活用する。

附則

本ガイドラインは、令和2年10月1日から施行する。

標準的なチェックリスト

政府統計コード	
基幹・一般の別(選択記入)	
調査の名称	
政府内における調査結果の利活用状況 ※該当するものを選択(複数選択可)	重要な政策の立案・実施・評価の直接の根拠資料として利用
	国が給付する手当や給付金の算定根拠として利用
	月例経済報告に利用
	基幹統計の作成に利用
	基幹統計以外の重要な統計の作成に利用
	その他
特記事項	

点検・評価項目	点検・評価事項等	調査計画との整合性		不整合が生じている場合の対応状況				
		整合／不整合 (選択記入)	「整合／不整合」欄が「不整合あり」の場合、 その概要(選択・自由記入)		対応方法 (選択記入)	対応状況 (選択記入)	左記対応の概要(自由記入)	
1 調査の目的		結果の利活用実態	その他 ()					
		(特記事項)						
2 調査対象の範囲※		調査対象地域	調査対象産業					
		その他 ()						
3 報告を求める個人又は法人その他の団体(報告者)の数等※		母集団情報	抽出方法・抽出基準					
		全数層・抽出層の設定	対象数の算定					
4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間※		調査票	調査事項					
		調査期日・期間	その他 ()					
5 報告を求めのために用いる方法※		調査方法	調査系統・組織					
		民間委託の範囲	その他 ()					
6 報告を求める期間※		調査実施期間(始期・終期)	調査票の提出期限					
		調査の周期	その他 ()					
7 集計事項※		未集計	未公表					
		復元推計	その他 ()					
8 調査結果の公表の方法及び期日※		公表実施時期	公表媒体					
		e-statの掲載	閲覧表					
9 使用する統計基準		独自基準の採用	独自基準の説明					
		その他 ()						
10 調査票情報の保存期間及び保存責任者		保存期間	保存責任者					
		保存方法	その他 ()					
11 立入検査 (基幹統計調査のみ)		立入検査対象事項	その他 ()					
		(特記事項)						
12 不整合は生じていないものの、 改善を検討(予定)している事項		検討(予定)している事項の有無 (選択記入)		検討(予定)している事項の概要 (自由記入)		対応方法 (選択記入)	対応状況 (選択記入)	左記対応の概要(自由記入)

(注) 「※」を付している一般統計調査の点検項目については、調査事項の10%未満の変更等、承認を要しない「軽微な変更」の範囲や公表内容との整合性に留意して点検を実施。

II 必要な精度の確保・向上の観点	1 調査の実施目的を確保するための精度管理の実施状況	目安としている指標の設定状況			目安としている指標の具体的推移 (自由記入。別紙も可)		
		精度管理の目安としている指標区分 ※該当するものを選択 (複数選択可)	目安としている指標の具体的な設定内容・考え方等 (自由記入。別紙も可)	目安としている指標の設定時期 (自由記入)	今回調査 (又は前回調査)	前回調査 (又は前々回調査)	前々回調査 (又は前々前回調査)
	達成精度						
	回収率・回答率						
	回収標本数						
	カバレッジ						
	その他						
	設定なし						